

Information

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ

現在、お使いの国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証は、有効期限が平成24年7月31日までです。

平成24年8月1日以降は使用できなくなりますのでご注意ください。

新しい被保険者証は7月末までに各世帯へ郵送します。7月末までに届いていない場合はご連絡ください。

新しい被保険者証は、国民健康保険一般被保険者証は『若草色』、国民健康保険退職被保険者証が『藤色』、後期高齢者医療被保険者証が『桃色』です。お手元に届いたら記載内容を確認し、誤りがある場合は、お手数ですが町民課保険年金係まで被保険者証をお持ちください。

就学や施設等入所のため、町内に住所を有していない方に交付している被保険者証についても、有効期限は平成24年7月31日までです。8月1日以降も必要な場合は、証明書(在学・在園・入所証明書など)と印鑑を持参のうえ、申請手続きを行ってください。(平成24年4月1日以降に手続きが済んでいる方は申請不要です)

社会保険など他の健康保険に加入した場合は、国民健康保険の資格喪失届が必要となりますので、他の健康保険証・国民健康保険被保険者証・印鑑を持参の上、届出を行ってください。

国民健康保険税に未納がある場合は、国民健康保険被保険者証を交付できない場合があります。また、後期高齢者医療保険料に未納がある場合は、後期高齢者医療被保険者証は郵送されません。未納のある場合は早急に納付してください。また、納付期限までにお支払いが困難な場合や分割納付などのご相談が必要なときは、税務課課税管理係までご連絡ください。

※職員が、7月31日で無効になった古い被保険者証を回収に伺うことはありません。

不要になった被保険者証は各自で破棄してください。

問 役場 町民課 保険年金係 内線2114・2115

Information

平成24年度国民健康保険税税率の改定について

①医療費分【据え置き】

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
改正後A	8.5%	34.0%	20,100円	22,400円
改正前B	8.5%	34.0%	20,100円	22,400円
増減(A-B)	0.0%	0.0%	0円	0円

※賦課限度額：51万円

②後期高齢者支援金分【改正】

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
改正後A	2.9%	14.0%	8,100円	6,300円
改正前B	1.8%	14.0%	6,000円	4,200円
増減(A-B)	1.1%	0.0%	2,100円	2,100円

※賦課限度額：14万円

③介護納付費分【改正】

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
改正後A	3.0%	12.0%	8,900円	5,400円
改正前B	2.2%	8.9%	7,600円	4,300円
増減(A-B)	0.8%	3.1%	1,300円	1,100円

※賦課限度額：12万円

※介護納付費分は、40歳～65未満の方が対象となります。

本年度の保険税率が、次のとおり決定しました。

税率改定にあたっては、国民健康保険事業財政調整基金の取り崩し等、極力税率の引き上げをしないよう検討しておりましたが、収入不足が予想されるため、後期高齢者支援金分・介護納付費分の税率を左記の通り改定しました。各被保険者におかれましては、負担が増えることとなりますが、趣旨をご理解の上、制度の健全運営にご協力をお願いします。

なお、制度改正の詳細等については、7月中旬に送付しております「平成24年度国民健康保険税納税通知書」に同封(「平成24年度国民健康保険税税率の改定について(お知らせ)」)しておりますので、ご確認ください。

問 役場 税務課 課税管理係 内線2122・2123
町民課 保険年金係 内線2114・2115